

# PPP/PFI手法導入検討要領

平成29年3月

春日井市

## I PPP/PFI手法導入検討要領の策定について

本市は、これまで、業務委託や指定管理者制度、ESCO事業を導入するなど、民間事業者の有するノウハウ等を活用してきました。今後は、国や自治体を通じて財政状況が不透明の中で、より効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、民間事業者の新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による地域経済の健全な発展に寄与する取組が必要です。

こうした中、国においては、平成27年12月に、「多様なPPP<sup>(1)</sup>/PFI<sup>(2)</sup>手法導入を優先的に検討するための指針」を定め、人口20万人以上の地方公共団体に対して、平成28年度末までに多様なPPP/PFI手法を従来型手法<sup>(3)</sup>に優先して検討するための規程を定めることを要請しました。

こうしたことから、本市は、公共施設等の整備等に民間事業者の資金や経営ノウハウを最大限に活用し、多様なPPP/PFI手法の導入を検討（以下「導入検討」という。）するため、本市の指針となる「PPP/PFI手法導入検討要領」を策定します。

## II PPP/PFI手法導入の基本的事項

### 1 定義

本要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

No.	用語	意義
(1)	PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
(2)	公共施設等	PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
(3)	公共施設整備事業	PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
(4)	利用料金	PFI法第2条第6項に規定する利用料金
(5)	運営等	PFI法第2条第6項に規定する運営等
(6)	公共施設等運営権	PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
(7)	整備等	建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
(8)	優先的検討	本要領に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること。

## 2 対象とするPPP/PFI手法

本要領の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとします。

No.	区分	方法
(1)	民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	・公共施設等運営権方式 <sup>(4)</sup> ・O方式 <sup>(5)</sup> ・指定管理者制度 ・包括的民間委託 <sup>(6)</sup>
(2)	民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	・BTO方式 <sup>(7)</sup> ・BOT方式 <sup>(8)</sup> ・BOO方式 <sup>(9)</sup> ・DBO方式 <sup>(10)</sup> ・RO方式 <sup>(11)</sup> ・ESCO
(3)	民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	・BT方式 <sup>(12)</sup> ・民間建設借上方式等

## 3 導入検討のタイミング

次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行います。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- (2) 公共施設等の運営等の見直しを行う場合
- (3) 市有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (4) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

## 4 導入検討の対象事業

次の事項において、いずれにも該当する公共施設整備事業を優先的に検討していきます。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
  - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
  - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
  - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設や製造、改修を含むものに限り。）
  - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限り。）

## 5 導入検討の例外

次に掲げる公共施設整備事業については、導入検討の対象から除きます。

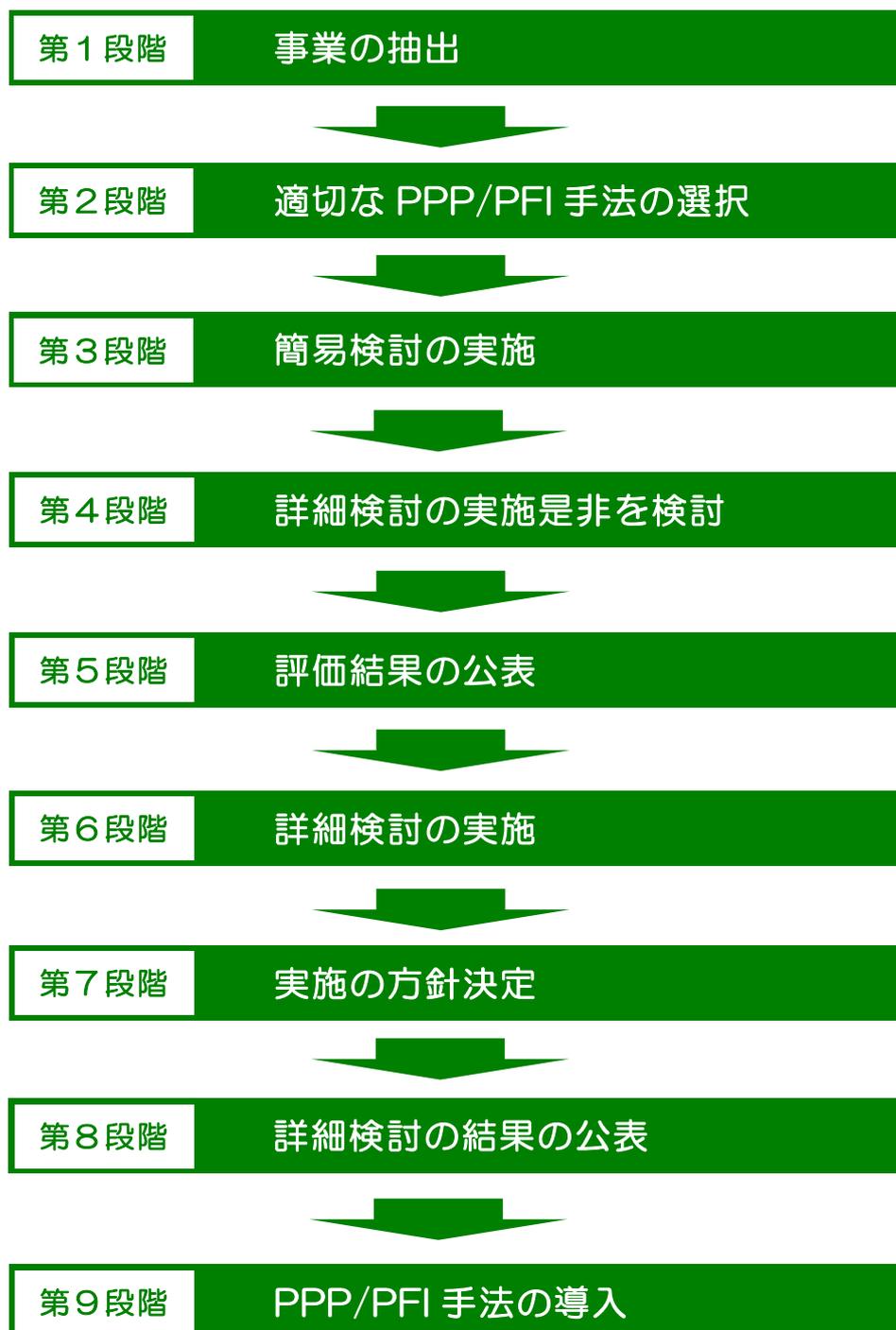
- ア 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- イ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ウ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

### Ⅲ PPP/PFI手法導入の検討方法

#### 1 庁内検討手順

PPP/PFI事業の検討は、次のとおり実施します。

本要領で定める手続きは、内閣府が示した「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」の中の「特定事業の選定段階ステップ1」に該当します。



## 2 具体的な検討内容

### ■ 第1段階 事業の抽出

内容	導入を促進する対象事業について、基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に抽出します。抽出の際は、事業点検シートを活用し、マネジメント部署である施設管理課へ協議します。
実施組織	施設等所管課

### ■ 第2段階 適切なPPP/PFI手法の選択

内容	対象となる事業について、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択します。指定管理者制度を選択した場合は、第3段階以降の検討を省略し導入を決定します。
実施組織	施設等所管課、施設管理課

### ■ 第3段階 簡易検討の実施

内容	対象となる事業について、自ら公共施設等の整備等を行う「従来型手法」と「PPP/PFI手法」を比較し、PPP/PFI手法の適否を評価します。評価には、別紙の「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」を活用します。
実施組織	施設管理課

### ■ 第4段階 詳細検討の実施是非を検討

内容	簡易検討の結果を基に、詳細検討を実施するかどうか検討します。庁内関係課と協議の上、市政に関する重要事項を検討する戦略経営会議において決定します。
実施組織	施設等所管課、施設管理課

### ■ 第5段階 評価結果の公表

内容	市ホームページ上で簡易評価の結果を公表します。
実施組織	施設等所管課、施設管理課

■ 第 6 段階 詳細検討の実施

内 容	専門的な外部アドバイザーを活用するなどにより、要求水準やリスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、「従来型手法」と「PPP/PFI手法」を比較し、採用手法の導入の適否を検討します。
実施組織	施設等所管課、施設管理課

■ 第 7 段階 実施の方針決定

内 容	詳細検討の結果を基に、PPP/PFI手法の導入や実施に関しての方針を検討します。決定は、戦略経営会議において行います。
実施組織	施設等所管課、施設管理課

■ 第 8 段階 詳細検討の結果の公表

内 容	市ホームページ上で詳細検討の結果を公表します。
実施組織	施設等所管課、施設管理課

■ 第 9 段階 PPP/PFI手法の導入

内 容	「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に基づき、実施方針策定等の手続きを進めます。
実施組織	施設等所管課、施設管理課

## IV PPP/PFIを普及する取組

### 1 民間事業者の提案の積極的な受入

PFI事業は、行政側の発意の下で実施されてきましたが、実施件数が少ないこともあり、民間事業者の参画意識が削がれるものとなっていました。こうしたことを背景に、国においては、平成23年度に、PFI法が改正され、同法第6条に民間事業者からの実施方針の策定の提案制度が創設されました。

本市は、PFI事業の対象として抽出した事業を広く公表し、民間事業者の提案を積極的に受け入れていきます。また、PFI事業に限らず、サウンディング型市場調査など広く民間事業者からアイデアやノウハウを取り入れる取組を行っていきます。

### 2 PFI事業に対する地元企業の意識を醸成

これまでのPFI事業の受注は、大手建設業者が多くを占めています。今後は、地元企業の参画意識を高め、地域経済の活性化を図ることを目的に、先進自治体の講師を招いた研修会などを実施し、市全体の機運を盛り上げる取組を推進していきます。



内閣府のPPP/PFI専門家派遣事業を活用した職員向け研修会の様子  
(平成27年9月2日実施)

### 3 朝宮公園整備における民間資金等活用事業調査の試行

本市では、平成28年度に朝宮公園整備構想を策定し、愛知県から移管を受ける朝宮公園の整備を行うこととしています。整備を行うにあたっては、民間事業者の参画を促すため、事業者のニーズなどを把握する導入可能性調査を内閣府の補助金を活用して実施します。今後も、このような取組を推進し、民間事業者のノウハウ等を積極的に取り入れていきます。

(1) PPP

Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

(2) PFI

Private Finance Initiativeの略。PPPの手法のひとつ。公共施設等の建設、管理運営等において民間の経営能力、技術的能力に加え民間の資金を活用することで、公共事業の効率化やサービスの向上を図る手法。

(3) 従来型手法

求める工事（業務）内容を仕様書等によって明確化した上で、基本的に単年度契約で民間事業者に発注する方式。（公共側の財政資金を用いて、設計・建設・維持管理及び運營業務について、それぞれ民間業者へ発注する方式。）

(4) 公共施設等運営権方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

(5) O方式

選定事業者は、施設の設計・建設や保有は行わず、施設の維持管理及び運営のみを事業期間終了時まで行う方式。

(6) 包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

(7) BTO方式

民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う方式。

(8) BOT方式

民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する方式。

(9) BOO方式

民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の方式。

(10) DBO方式

民間事業者に設計、建設、運営を一括して委ね、施設の所有、資金の調達については公共側が行う方式。

(11) RO方式

施設を改修し、管理・運営する事業方式。所有権の移転はなく、地方公共団体が所有者となる方式。

(12) BT方式

民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転する方式。

## PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自 ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI手法)
整備等（運営等を 除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

附 則

- 1 マネジメント部署の移管に伴い、令和 2 年 4 月 1 日より管財契約課から施設管理課に名称変更